

■戸建賃貸住宅家賃補助事業の流れ

1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口申請してください。
申請期間は 令和6年4月17日(水)～令和7年3月14日(金)まで です。(予定)
ただし、申請件数が予算額に達した場合は、申請受付を終了します。
- <必要書類>
- ① 補助金交付申請書
 - ② 建物の賃貸借契約書の写し
 - ③ 世帯全員の住民票原本(続柄記載) ※取得後3か月以内のもの
 - ④ 佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書(18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出)
※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後3か月以内のもの(住宅課提出用)
※ 委任を受けた方が申請する場合は委任状
(同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。)

2. 交付の決定

- 市において補助対象の審査をした上で、受付順に補助金交付決定通知書により通知します。
- 通知の発送は、2週間程度でかかります。

3. 実績報告

- 下記の必要書類を揃え、令和7年3月中に住宅課窓口提出してください。
- <必要書類>
- ① 補助金実績報告書(別記様式第4号)
 - ② 賃料支払証明書(家賃を支払ったことを所有者等に証明してもらう書類)
- 交付決定内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。
- ※3月分の家賃の支払い後、賃料支払い証明書を取得し、添付してください**

4. 補助金の交付請求

- 住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- 市において支払いの手続きを進め、指定された口座(申請者名義)にお振込みをします。